

偉人名言集

良い時も、悪い時も同じ態度で
接してくれた人だけ信じられんだ、
そういう人と一生つきあっていきたい。

落合 博満

この言葉は往年のプロ野球選手、落合博満の名言です。華やかなプロ野球の世界において良い成績を残せばスターとして黙っていても人がたくさん寄ってきます。しかし、一度成績が下降気味になると人々の関心は薄れていき、また新たなスターへと目移りしてしまうものです。このように良いとき悪いときが起こりうる現実においても変わらず接していけることがビジネスの業界でも大事なのではないのでしょうか。アーク&パートナーズではクライアント様がどんな状況になっても精一杯支援していく所存です。

TOPICS トピックス 税理士法人より

3事務所合同全体研修

アーク&パートナーズではクライアント様からのニーズにワンストップでお応えするため、四半期に一度、3事務所合同で研修を行っております。

5月23日(水)に今年度第二回目の研修が行われました。今回の研修では税理士法人と社労士法人から1人ずつ講師を選出し、主に税務で話題になる「現物給与」、社会保険関係でこの時期に手続きが必要になる「算定基礎届」について知識を深めました。

今後もアーク&パートナーズでは幅広いニーズに応える為事務所の垣根を超えた研修でスキルアップに努めてまいります。



「ハワイ不動産の税務」セミナーを行いました

6/9(土)にハワイ不動産の節税対策セミナーを行いました。

相続税の基礎控除額が平成27年に改正され、申告件数が改正前の約2倍になった今、相続税対策をどうするかが非常に大事になってきております。

ハワイの不動産を購入することでできる節税対策や生前贈与を行う際の注意点等、事例を交えて解説を行い、最後の質疑応答では数多くの質問をいただきました。

皆様の節税への意識を肌で感じる事ができました。





税理士

内藤 克

事業承継における遺留分の問題

「事業承継には遺言が不可欠」といわれていますが、後継者が父から生前贈与や遺言で自社株式を引き継ごうと思ってもうまくいかない場合があります。それはほかの相続人が有している「遺留分」が影響してくる場合です。

遺留分とは、遺族の生活の安定や最低限度の相続人同士の平等を確保するために、民法では最低限の相続の権利を保障しているものです。生前贈与や遺言で遺留分を侵害している場合には「遺留分の減殺請求」という手続きにはいることになります。

具体的には、「後継者である長男が会社の自社株式を相続し、その他の財産は長男を含む子供3人で平等に分けなさい」という遺言がある場合。長男は会社の運営に必要な財産を引き継ぐわけですが、結果として他の兄弟に比べて多く財産を取得することになり、不平等が生じてしまうわけです。

この問題が事業承継を困難にしていることから、経営承継円滑化法で「遺留分に関する民法の特例」を規定して

います。この特例を活用すると自社株式について遺留分の計算から除外することができ、自社株式が分散するのを防ぐことができます。

《手続き》

1. 現経営者の推定相続人全員および後継者で合意書(自社株式を遺留分計算から除外する旨)を作成
2. 1の合意をした日から1ヶ月以内に経済産業大臣に「特例にかかる確認申請書」を提出する
3. 経済産業大臣の「確認書」の交付を受けた後継者は、確認を受けた日から1ヶ月以内に家庭裁判所に「申立て」をし、「許可」を受ける
4. により合意の効力発生

さらに現在検討されている「民法改正」では遺留分の計算に含まれる特別受益額(生前贈与額)は相続開始前10年以内とされています。いずれにしろ早目の対策が必要となります。



司法書士

西田 誠

所有者不明土地問題ワーキングチーム

今年の4月から日本相続学会の「所有者不明土地問題ワーキングチーム」に参加しています。

土地所有者の所在や生死の行方がわからなくなっている大きな要因に、相続未登記の問題があります。一般に、登記記録は表題部と権利部にわかれています。

この権利に関する登記は当事者に申請義務はなく、登記をするか否かは当事者の自由とされています。登記原因のなかでも「売買などの権利の変動」は当事者間の契約によって成立する。ただし、登記をしなければ第三者に権利を主張できないということになっています。

それに対して「相続」は、契約でなく所有者の死亡という事実によって発生するため、登記をしなくても所有権が失われることはありません。そのため、登記簿上の名義は死亡者のまま、実際は相続人の誰かがその土地を利用している状態が続いています。

その相続未登記物件の固定資産税はどうなっているかというと、やむを得ず納税義務者の名義が死亡者のままで

課税されている「死亡者課税」という方法で徴収されている事例が多くあります。これは原則、死亡者宛に納税通知書を送付することになるので、自治体による土地所有者(納税義務者)の把握が、年を経るごとに困難になっていきます。これを解決するには相続未登記を解消するほかありません。

そこで、国は相続登記を促す制度として、「相続により土地の所有権を取得した者が、当該土地の所有権の移転登記を受けずに死亡し、その者の相続人等が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするために受ける当該移転登記に対する登録免許税を免税とする」措置を講じています。

このように、社会問題化している相続未登記問題を解決するには、何ができるかを検討するために弁護士、司法書士、不動産会社等の有志が集まってワーキングチームを結成していて、秋にはその成果を発表することになっています。

楽しい働き方を社会全体に展開します！ さあ、“Enjoy Work!”

2018年度のキックオフミーティングで掲げたテーマは“Enjoy Work!”。「仕事を楽しむ」です。

プライベートが充実していても、労働時間が短くても、仕事楽しくなければつまらない。

私たちが自ら実践することで、楽しい働き方を社会全体へ展開していくことを目標としています。

働き方改革が遅々として進まないのは、根本的な原因に着手していないという見方があります。仕組みや制度を変えるのは意外に簡単なことです。問題は運用できるかどうかです。考え方が変わっていないことが根本的な原因ではないでしょうか。

例えば、育児休暇制度があっても周りの目が気になって言い出せずに使えないといった問題が起こるのは、制度の問題ではなく気持ちの問題と考えられます。

そこで、まずは私たちが変わることから始めてみます。

これまでの固定概念を取り除いてみる。例えば、土業はスーツを着て事務所でコツコツ仕事をして…というイメージを変えてみる。ネクタイを外し、動きやすい服装で働いてみる。

また、AI評価を導入して育成・評価から人的フィルターを取り除き、ストレス管理をベースにした人材配置など様々な取り組みにトライしていきます。

“Enjoy Work!”をキーワードに、楽しい働き方を探求し、まずは自分達から仕事を楽しんでいきたい。働く時間を楽しく過ごせることは、多くの人にとって幸せなことのはず。“Enjoy Work!”を社会に広めることも私たちの役目だと考えました。

満足度の高い働き方を実践し、働くことが楽しい環境を創る。

小さな1歩ですが、まずは私たち自身が声を上げます。“Enjoy Work!”



特定社会保険労務士

黒川 健吾



株式会社モリヤコンサルティング

代表取締役

もりや ともたか

守屋 智敬

経営層や管理職などを対象に、2万人以上のリーダー育成に携わる。主な著書に、アンコンシャスバイアスをテーマとした「あなたのチームがうまくいかないのは「無意識」の思いこみのせいです(大和書房)」、5万部突破の「シンプルだけれど重要なリーダーの仕事(かんき出版)」などがある。
https://www.moriyatomotaka.com

経営者が知っておきたい「アンコンシャスバイアス(無意識の思いこみ)」～あなたは裸の王様になっていませんか?～

●「アンコンシャスバイアス」をご存じでしょうか?

グーグル等、多くの企業で、「アンコンシャスバイアス」をテーマとした研修が導入されはじめたことで注目をあびているこの言葉は、日本語では「無意識の偏見」「無意識の思いこみ」と訳されています。

実例としてよく知られているのは「男性だから」「女性だから」「いまだきの若者は」「血液型が×型の人は〇〇だ」等といったステレオタイプな決めつけを無意識にしてしまうことがあげられます。

また、組織においては、「前例がない」「部下がトップよりもいいアイデアを持っているとは思えない」「上司にはなかなかノーといえない」といったシーンが代表例としてあげられます。

このように、わたしたちは知らず知らずのうちに相手に対して偏ったモノの見方をしていることがあります。あなたにとっては「あたりまえなこと」「正しいこと」でも、別の誰かにとっては「悩みの種」かもしれない、ということです。

●リーダーに必要なこと

特に組織を導くリーダーは、「あの言動はアンコンシャスバイアスだったかもしれない」「これって、わたしのアンコンシャスバイアス?」と、自分に問いをたてることをおススメします。

ともすれば、知らず知らずのうちに、「上司には、誰も本音が言えない組織」をつくりだし、そのことが職場の雰囲気づくりやイノベーションの阻害要因になってしまっているかもしれません。

いわば、リーダーが「裸の王様」になっている状態。誰もノーと言わない、言えない組織風土は、会社発展の大きな妨げとなるでしょう。

ぜひ身の回りにある様々な無意識の思いこみに目をむけることから始めてみてください。アンコンシャスバイアスに気づくことは、経営者にとっては必須の知恵とも言えるかもしれません。

■ 新入社員紹介 アーク&パートナーズの新しい仲間を紹介します!

安藤 彩奈 (税理士法人)

① 入社のきっかけは?

元々学生時代に政治学を専攻し、それに付随する形で法学や経済学も学んでおりました。また独学で簿記の勉強もしていたため、それらの経験を生かしてより私たちの生活に身近で人の役に立つ会計・税務の仕事がしたいと考え、入社しました。

② これまでのようなことをしてきましたか?

学生時代は神宮球場でチケット販売のアルバイトをしておりました。前職では出版系の広告代理店でイベントの企画や運営に携わっておりました。

③ 座右の銘

Living well is the best revenge.

④ 最後に意気込みを!

昨年の7月にアシスタントとして入社して今年の4月よりスタッフになりました。業界未経験でまだまだ至らない点があるとは思いますが、はやく一人前になれるよう頑張りますので皆様今後ともご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。



上司から見た印象は?

普段は大人しい感じですが、数字に対する嗅覚があります。今、1番難しい決算をやり切ったところで喜びを感じていると思います。また、プライベートでは野球観戦に行くことが大好きです。(幸)

椎名 香澄 (税理士法人)

① 入社のきっかけは?

前職は金融機関に勤めており、経営者や事業主の方と事業の今後についてお話しする機会が多々ありました。その中で、問題点に気づいても具体的な改善策をアドバイスできない自分にもどかしさを感じ、コンサルティングについて専門的に学びたいと考えるようになりました。弊社は社内研修や勉強会の時間が豊富に設けられており、自分を成長させるために充実した環境だと感じ、入社を決めました。

② これまでのようなことをしてきましたか?

大学卒業後は地元金融機関に入行し、約3年間渉外担当として勤務しました。個人向けの住宅・教育など各種ローン、投資信託や保険商品の販売、法人・個人事業主への事業性融資提案などの業務に携わっておりました。ラーメンが好きで、休日や仕事帰りは県内の有名店やラーメンフェス巡りをしていました。

③ 座右の銘

「失敗したところでやめようから失敗になる」
松下幸之助氏の言葉です。

④ 最後に意気込みを!

まだまだ未熟で至らない点も多々ありますが、ご指導ご鞭撻いただけますと幸いです。どれだけ恵まれた環境にいても、伸びしろは自分次第だと思っています。一日一日を大切に勉強してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



上司から見た印象は?

土浦からやってきた元バンカー娘。元営業ということもあり、積極的に仕事に取り組んでおります。たまにおちょこちょいなところもありますが、中小企業診断士を目指し強い決意で上京してきた彼女に今後期待しています。(輔)

鈴木 健正 (社労士法人)

① 入社のきっかけは?

「みんなが楽しく働ける社会だったらいいな」という考えを私は持っています。そして、これを実現するために自分に関わることができる仕事はないかと考えながら就職活動を行っておりました。その中でアークに出会い、社労士という仕事を知り、この会社なら自分を成長させ、社労士として社会に少しでも貢献できると思い入社を決意しました。

② これまでのようなことをしてきましたか?

今年の3月まで地元愛知を離れ、福島で大学生生活を過ごしておりました。授業などで被災地に赴き、住民の方の様々な考えや思いを伺うことができたのは、人生の勉強になりました。また同級生とともに、大学生が原発を視察できる環境を整えようと団体を立ち上げ、複数回福島原発を視察する会を実施しました。

③ 座右の銘

「積極的な失敗が成功を生む」
悩んだときはいつもこの言葉を思い出して、一歩踏み出してみることにしています。

④ 最後に意気込みを!

今は初めて学ぶことばかりですので、座右の銘を心にとめ失敗を恐れて消極的にならないように、何事にも積極的に取り組み一つでも多くのことを吸収していきます。そして、一日でも早く仕事のやりがいを感じられたらと思います。



上司から見た印象は?

仕事を覚えるのが早く、頭の回転も速いです。だけど前に出すぎず、穏やかな雰囲気でも業務をこなしてくれます。ラーメンが大好きだそうなので、東京に出てきたばかりの彼におすすめのラーメン屋さんを教えてください。(菜)

<編集発行>



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
 税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534
 社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541
 司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534
<http://www.s-arc.com>

税理士法人・社労士法人は



Facebookにて
最新情報をお届けしております。

いいね! お待ちしています!

